



三郷Jr.YouthFC 新型コロナウイルス感染症 対応ガイドライン

作成日 2021年8月14日 Ver1.1

はじめに

- 1. 本ガイドラインの目的 感染を最大限防ぎながら、円滑に活動を実施する その際、感染リスクを下げるために関係者が遵守すべき基準を示す 感染が生じてしまった場合の適切な処置について示す
- 2. 本ガイドラインの範囲感染予防と、感染への対処
- 3. 本ガイドラインの有効期間 チームとして、新型コロナウイルス感染症への対策が要請されると判断する 期間中に限る

1.感染予防と、感染への対処

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染の予防及び対処について、選手やクラブに推奨する手順をお示しするものです。本ガイドラインは Jリーグ公式ガイドラインに基づいて作成されています。

皆さまにはぜひ、個人防衛をお願いします。

選手、チームスタッフ、保護者、試合運営に携わるすべての皆さま、そのご家族一人一人が、新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を予防する行動を取ってください。

それでも感染を、100%防ぐ手だては残念ながらありません。

そこで集団防衛です。「体調が悪いけど、我慢して練習に出よう、仕事にいこう、ちょっと試合を観るだけだ」 といった行動が、その方が所属する集団に感染を広げてしまう可能性があります。

発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら休む勇気を持つこと。そのことをクラブに報告する 勇気をもつことを、是非お願いいたします。

また保護者の皆さまにも、観戦にあたって、発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合にはスタジアムに 行かない、という文化の醸成が求められています。

こうした個人防衛と集団防衛を通じて、社会防衛に貢献していきましょう。

2.潜伏期 · 感染可能期間

- (1) 潜伏期(ウイルスに感染してから症状が出るまでの期間は1~14日間で、5日程度で発症することが多い
- (2) 発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高いのが特徴
- (3) 発症から3~4週間、病原体遺伝が検出されることはまれでない。ただし病原体遺伝子が検出されることと感染性があることは、同義ではない
- (4) 感染可能期間は発症2日前から発症後7~10日間程度と考えられている
- (5) 血液、尿、便から感染性のあるSARS-CoV-2を検出することはまれである
- ※出典:厚労省

「無症状病原体保有者(症状はないが検査が陽性だった者)から感染しますか。」

3.サッカーへの影響

(1)感染者

感染者は、入院や宿泊療養などによって治療と復帰を目指す。概ね10~14日間を要する。

(2)濃厚接触者

保健所によって感染者の濃厚接触者と判定された場合、14日間の自主隔離を要請される。

検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されない。

選手、クラブ関係者には、日常生活、トレーニング、移動、試合などにおいて、濃厚接触を減らす行動が求められる。

(3)クラスター

クラブ内で5人程度、接触履歴などが明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがある。 この場合、クラスター拡大を食い止めることが最優先され、保健所等の指導に基づきクラブの活動全体が 2~3週間程度停止することがある。

クラスター認定を受けた場合は、感染拡大を防ぐために積極的疫学調査等への協力が求められ、 チーム活動の再開には保健所等の指導に基づく慎重な対応が求められる。

選手、クラブ関係者には、いざというときに感染の連鎖を招かぬよう、感染リスクに留意した生活や行動が求められる。

4.活動を予定通り開催する基準

(A)(B)(C)の該当者を除いたうえで、活動を実施することを原則とする

活動実施可否の決定はチームスタッフが行い、当事者はこの決定に従う 上記に関わらず1クラブ内に同時的に複数(5人程度)の感染者が出た場合は、専門家・チームに相談のうえ 活動実施可否を検討する

- (A)陽性(含む、判定保留)判定を受けた選手
- (B)保健所による濃厚接触指定を受けた選手
- (C)表1に定める③~⑦のに該当する選手

表1ケース毎のチーム対応方針

	ケース	選手対応	復帰時期(解除基準)	チーム・後続対応
1	選手が陽性	・選手or保護者から担当コーチへ報告 ・発症日から自主隔離	•軽快後、PCR検査で陰性判定なら復帰 ※期間・PCR有無は保健所判断を仰ぐ(※1)	チーム内の濃厚接触者を確認 ⇒該当者は②へ5人程度の感染者がいる場合は、チームの活動休止を検討
2	選手が濃厚接触者と指定	・選手or保護者から担当コーチへ報告 ・保健所からの連絡日から自主隔離 (認定時に保健所から連絡あり	-保険所の判断に基づき復帰 ※期間は保健所判断を仰ぐ(※1) -復帰日前に必ずPCR検査を実施(※2)	・チーム内の接触者を確認 ・接触者は濃厚接触者の復帰まで体調管理報告を実施 ⇒接触者が体調不調になった場合は③・④へ
3	選手が体調不良 (医師判断で検査必要)	・選手or保護者から担当コーチへ報告・発症日から自主隔離(保健所へ行くよう診察される)⇒陽性①へ ⇒陰性④へ		
4	選手が体調不良 (医師判断で検査不要)	・選手or保護者から担当コーチへ報告 ・発症日から自主隔離 ・医師が感染していないと判断した場合、症状解消を確認し復帰	・症状解消の翌日から2日後に復帰	・チーム内の接触者を確認 ・接触者は復帰まで体調管理報告を実施 ⇒接触者が体調不調になった場合は③・④へ
5	家族・同居人が陽性	・選手or保護者から担当コーチへ報告 ・選手は濃厚接触者と認定⇒②へ		
6	家族,同居人が濃厚接触者と指定	・選手or保護者から担当コーチへ報告・家族,同居人の認定日から自主隔離⇒選手に体調不良があれば③・④へ	・家族,同居人の陰性確認ができ、本人の 体調が良好であれば復帰 ※期間・PCR有無は保健所判断を仰ぐ(※1)	・チーム内の接触者を確認 ・接触者は濃厚接触者の復帰まで体調管理報告を実施 ⇒体調不良になった場合は③・④へ
7	家族,同居人の体調不良	・選手or保護者から担当コーチへ報告 ・同居人の医療機関での診断結果が出るるまでは自主隔離 ⇒③・④に準じる		
8	家族,同居人と接した人が陽性 (濃厚接触者指定されていない)	・選手or保護者から担当コーチへ報告 ・家族,同居人に体調不良がなければ、チーム活動は参加可 ⇒体調不良があれば③・④へ		

- ※1.復帰時期(解除基準)は、厚生労働省の規定が適宜改定される為、最終的に保健所判断をもって復帰とする
- ※2.保健所判断で経過観察のみで復帰可とした場合の対応として記載

Ver 改定内容

Ver	改定内容
1.0	たたき
1.1	P7 ①,②,⑥復帰時期(解除基準)について修正、※1. 2追加